生活衛生

The Sei-ei Kanagawa

かながわ お仕事紹介編

あなたの
身近にあるお店の
お手伝いも
しています。

どんな
お店だろう?

- Sマークがあるお店
- クリーニング店にステッカーが貼ってあるお店
- 県知事に認可されている組合のお店

公益財団法人 神奈川県生活衛生営業指導センター

生活衛生関係営業とは

日常生活に
密接に関係している
お店です

その1

厚生労働省が所管する「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（略称：生衛法）で規定する右頁の営業を総称して、生活衛生関係営業（略称：生衛業）と呼んでいます。

その2

これらの業種は、いずれも私たちの日常生活に密接に関係していることから、経営の健全化、衛生水準の維持向上などを図ることを目的に、生衛法により営業者の自主的活動の促進、経営の健全化の指導など各種の行政施策が講じられています。

その3

なお、生衛業を営む場合は、いずれの営業も食品衛生法及び理容師法、旅館業法、クリーニング業法などの規定により保健所の許可又は届出が必要です。

生衛業は、私たちの日常生活から切り離すことができない営業ですから、消費者・利用者の利益を擁護することが目的とされています。

生衛法で規定するお店

サービス業

- 理容店
- 美容店
- 興行場（映画館など）
- クリーニング店
- 公衆浴場（銭湯など）
- 旅館・ホテル
- 簡易宿泊所

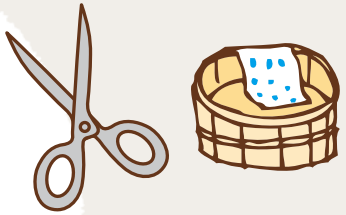

飲食業

- すし店
- めん類店（そば・うどん店）
- 中華料理店
- 社交業（スナック、バーなど）
- 料理店（料亭など）
- 喫茶店
- その他の飲食店
  （食堂・レストランなど）

販売業

- 食肉販売店
- 食鳥肉販売店
- 氷雪販売店（氷屋）

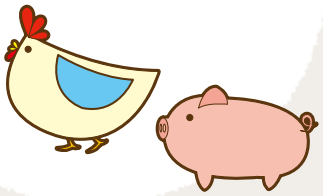

生衛指導センターとは

①生活衛生営業指導センターの略で47都道府県に１つずつ設置されおり、「生衛法」に基づいて設置された公益法人（公益財団法人）です。
②生衛業者の経営の健全化及び振興を通じて、衛生水準の維持向上と利用者又は消費者の利益擁護を目的とし、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」第57条の４及び定款に基づき事業を行っています。

業務案内

1 生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談又は指導

生衛関係営業者からの相談に応じ、また、指導を行っています。

2 生活衛生関係営業に関する利用者及び消費者の苦情を処理又は当該苦情に関し営業者及び生活衛生同業組合に対する指導

苦情の相談を行っています。

3 生衛法第57条の12に規定する標準営業約款に関する営業者の登録

4 生活衛生関係営業に関する講習会、講演会、展示会等の開催またはあっせん

5 生活衛生関係営業に関する情報又は資料の収集及び提供

6 ホームページにて各種情報発信

指導センターからはもちろん、各組合主催のイベント告知・報告を行っております。
また、 生活衛生関係の情報をお届けするための広報誌を発行しております。HPでバックナンバーがご覧になれます。

神奈川県生活衛生同業組合一覧

主な事業

①料金又は販売価格の制限　②営業方法の制限　③営業施設の配置基準設定

- 神奈川県 鮨商 生活衛生同業組合
- 神奈川県 麺類 生活衛生同業組合
- 神奈川県 中華料理業 生活衛生同業組合
- 神奈川県 社交飲食業 生活衛生同業組合
- 神奈川県 料理業 生活衛生同業組合
- 神奈川県 飲食業 生活衛生同業組合
- 神奈川県 喫茶飲食 生活衛生同業組合
- 神奈川県 食鳥肉販売業 生活衛生同業組合
- 神奈川県 食肉 生活衛生同業組合
- 神奈川県 氷雪販売業 生活衛生同業組合
- 神奈川県 理容 生活衛生同業組合
- 神奈川県 美容業 生活衛生同業組合
- 神奈川県 興行 生活衛生同業組合
- 神奈川県 旅館ホテル 生活衛生同業組合
- 神奈川県 簡易宿泊業 生活衛生同業組合
- 神奈川県 公衆浴場業 生活衛生同業組合
- 神奈川県 クリーニング 生活衛生同業組合

相 談

生衛業を経営する皆さま方の経営の健全化及び振興、衛生水準の維持向上のため、経営相談を行っております。どなたでもお越しいただくか、又は電話等でお気軽にご相談ください。

また、消費者又は利用者の皆さまの苦情等のご相談もお受けしています。

ご相談の秘密保持は厳守します。費用もいっさい無料です。

３名の経営指導員が相談に応じています。

相談内容 1

生衛業の皆さま又は生衛業を開業しようとお考えの方

・融資、経営、衛生等お店の経営に係る相談に応じます。
・組合員又は組合員以外の方もご相談できます。

相談内容 2

消費者・利用者の皆さま

・営業店のサービス等に対するご相談ができます。

相談窓口

受付時間　午前９時から午後４時まで（土曜日・日曜日・祝日等は除く）

ご連絡先　**公益財団法人 神奈川県生活衛生営業指導センター**

045-212-1102

クリーニング師研修・業務従事者講習

クリーニング業法に基づき神奈川県知事の指定を受け、毎年生衛指導センターが実施しています。

クリーニング業法８条の２及び８条の３の規定により、クリーニング師は「クリーニング師研修」を、業務従事者は「クリーニング業務従事者講習」を、業務に従事してから１年以内に、その後３年を越えない期間毎に受講するよう業務づけられています。

対象者

クリーニング所の業務に従事するクリーニング師及び業務従事者が必ず受講することになっている

（クリーニング所及び取次所の１店舗５名につき１名以上）

修了済みステッカー

研修・講習を受講修了された方には修了証書とステッカーが配付されます。

このステッカー等が提示されているお店は法律で定められた研修・講習を受けて、新しい知識を習得し、サービスの向上を図るお店の証です。

ご来店の際は、是非探してみてください。

標準営業約款 Sマーク

安全・安心・清潔の
Sマーク

消費者の皆さまにご利用いただく際の安全・安心の目印です。消費者保護の観点から、提供する役務の内容や施設や設備の表示の適正化等を図ることにより、利用者や消費者が営業者からサービスや商品を購入する際の、選択の利便を図ろうとするものです。

このマークを提示している店は、標準営業約款に従って営業し、都道府県生活衛生営業指導センターに登録申請して審査を受け、登録を受けた営業者が提示することになっています。

制度の内容

理容店・美容店・クリーニング店・めん類飲食店・一般飲食店の５業種について、厚生労働大臣の認可を受け標準営業約款に従った、適正な役務の表示、施設・設備の表示及び、損害賠償実施の確保について定めております。

Safety
安全であること

Ｓマーク登録店は、万一事故が発生した場合、事故賠償基準に基づいて賠償が行えるよう、損害賠償責任保険に加入しています。

Standard
安心であること

Ｓマーク登録店は、標準的なサービスを提供出来るよう、提供する役務の内容、基準を細かに定めています。

Sanitation
清潔であること

Ｓマーク登録店は、衛生的なサービスを提供出来るよう、営業施設又は、設備についての基準を定めています。

公益財団法人 神奈川県生活衛生営業指導センター
〒231－0005　神奈川県横浜市中区本町３－24－２　ニュー本町ビル9F
TEL 045－212－1102　FAX 045－212－1453
HP http://www.seiei-kanagawa.jp/